

学校法人国際学院「障がいのある学生生徒等の支援に関する基本方針」

令和2年2月26日制定

学校法人国際学院（以下、「本学院」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を理解し、また、国連グローバル・コンパクト正会員としての使命に基づき、本学院が設置する学校に在籍する、障がいのある学生生徒及び障がいのある進学希望者（以下、「当該学生生徒」という。）に対して、個別に必要なかつ合理的配慮を行うよう努める。

1. 基本方針

本学院は、当該学生生徒が他の学生と分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら、障がいを理由に修学を断念することのないよう、全ての学生生徒に公平な機会の確保に努める。

2. 支援体制

本学院は、全ての組織及び教職員が連携し、当該学生生徒への理解と意識啓発を推進するとともに、当該学生生徒や保護者、その保証人並びに関係者からの相談に的確に応じる。

3. 支援方法

本学院は、当該学生生徒から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合は、教育の質を維持し、かつ、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、要望に基づいた調整を行い、適切な支援に努める。

4. 情報の公開

本学院は、当該学生生徒に対して、本学の基本方針に則り、支援体制、支援方法、施設設備の状況等に関する情報を公開することとする。